【分冊１】

TOSHIBA
Leading Innovation

（臨時株主総会招集ご通知添付書類）

第176期 報告書

自　2014年（平成26年）4月　1日
至　2015年（平成27年）3月31日

目 次

事業報告…… 1
連結計算書類…… 26
　連結貸借対照表…… 26
　連結損益計算書…… 27
　連結資本勘定計算書…… 28
（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書… 28
　連結注記表…… 29
計算書類…… 34
　貸借対照表…… 34
　損益計算書…… 35
　株主資本等変動計算書…… 36
　個別注記表…… 37
監査報告…… 46
　会計監査人監査報告書（連結計算書類）… 46
　監査委員会監査報告書（連結計算書類）… 47
　会計監査人監査報告書…… 48
　監査委員会監査報告書…… 49

株式会社 東芝

証券コード　6502

事業報告 (自 2014年4月1日　至 2015年3月31日)

1 当社グループの事業の状況

(1)当社グループの事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国経済が後半にやや減速したものの、欧州は、英国が好調で、ユーロ圏も緩やかながら回復を続けました。また、新興経済地域については、中国は成長鈍化があるものの、東南アジアやインドは堅調に成長したこともあり、全体では緩やかな回復が続きました。一方、国内経済は消費増税に加え、実質所得の減少もあり、内需の回復が遅れました。また、円安により輸出型大企業の業況は改善したものの、内需型中小企業やサービス業は採算が悪化し、産業界全体では景気の横ばいが続きました。来期の世界経済は、中国が更に減速するものの、その他の国・地域は緩やかな回復が続き、全体としては当期より成長の加速が見込まれます。また、国内経済は、緩やかに回復するものの、加速要因に乏しく低成長にとどまると予想されています。

このような状況下、当社グループはグループ内外の技術を組み合わせ、新たな価値創造を実現し、安心・安全・快適な暮らしの提供に貢献すべく、従来のエネルギー、ストレージに加え、人々の健康・生活をサポートするヘルスケアを第三の柱として強化しています。また、新興経済地域を中心にグローバル競争力のある製品・サービスを展開しています。

この結果、当社グループの売上高は、ライフスタイル部門が減収となったものの、電力・社会インフラ部門、コミュニティ・ソリューション部門、電子デバイス部門が増収となったことにより、前期比1,662億円増加し６兆6,559億円になりました。営業損益は、電力・社会インフラ部門が米国の原子力発電所の事業開発会社に対する投融資の減損処理等を行ったものの増益となった一方、電子デバイス部門が半導体事業のディスクリートに係る減損処理を行った影響により減益となり、ライフスタイル部門が家庭電器事業に係る減損処理を行った影響等により大幅に悪化した結果、全体としては前期比867億円減少し1,704億円になりました。継続事業税引前損益は、前期比457億円減少の1,366億円になりました。当期純損益は税制改正による繰延税金資産取崩しの影響等があり、前期比980億円減少の378億円の損失になりました。

また、海外売上高は、新興経済地域を中心に事業の拡大に注力した結果、前期比1,876億円増加し３兆9,499億円になり、海外売上高比率も前期比１ポイント増加し59%になりました。

このような状況に鑑み、当期の期末の剰余金の配当を見送らせていただくとともに、現状の経営環境、財務状況等に鑑み、2016年３月期の中間の剰余金の配当についても見送らせていただきました。

株主の皆様には誠に申し訳なく深くおわび申し上げます。

会計処理の適切性及び過年度決算訂正について

2015年４月、当社は、工事進行基準案件に係る会計処理の適切性の検証等を行うため特別調査委員会を設置しました。調査の過程で工事進行基準案件における工事原価総額が過少に見積られ、工事損失（工事損失引当金を含む。）が適時に計上されていない等の事象が判明するとともに、更なる調査を必要とする事項が判明しました。そのため、当社は、同年５月、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会による調査の枠組みに移行しました。その結果、同年７月、当社は、工事進行基準に係る会計処理、映像事業における経費計上に係る会計処理、ディスクリート、システムLSIを主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、パソコン事業における部品取引等に係る会計処理に関して、第三者委員会により、不適切な会計処理を行っていたと認定されました。当社は、第三者委員会の調査報告書において指摘された原因分析と提言された再発防止策を真摯に受け止め、経営刷新委員会を設置して今後の経営体制及びガバナンス体制について検討し、その結果を公表いたしました。詳細については、(2)当社グループの今後の経営方針（対処すべき課題）及び当社ウェブサイトをご参照ください。

第三者委員会の調査報告書要約版
http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20150720_1.pdf
第三者委員会の調査報告書全文版
http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20150721_1.pdf
新経営体制とガバナンス体制改革策
http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20150818_2.pdf

部門別の概況

部門別の売上高、営業損益は、以下のとおりです。

（単位：億円）

部　門	売上高	前期比	営業損益	前期比
電力・社会インフラ	20,038	+1,983	195	+130
コミュニティ・ソリューション	14,107	+540	539	△16
ヘルスケア	4,125	+18	239	△60
電子デバイス	17,688	+815	2,166	△302
ライフスタイル	11,637	△1,509	△1,097	△551
その他	5,290	+250	75	△41
セグメント間消去	△6,326	-	△413	-
合　計	66,559	+1,662	1,704	△867

部門別の事業概況等は、次ページ以降のとおりです。

事業報告　電力・社会インフラ部門

売上高構成比

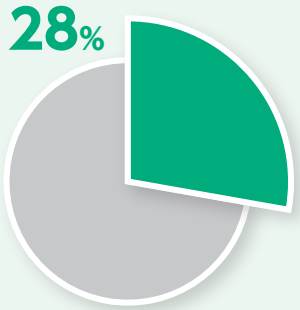

売上高／営業損益

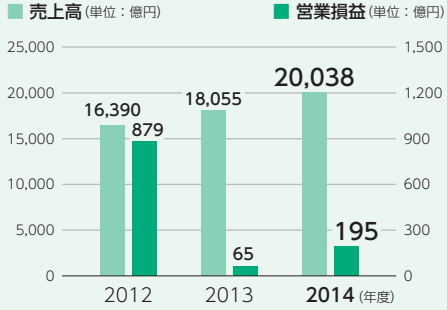

主要な事業内容（2015年3月31日現在）

- 原子力発電システム
- 火力発電システム
- 水力発電システム
- 燃料電池
- 発電事業
- 太陽光発電システム
- 送変電・配電システム
- 計装制御システム
- 駅務自動化機器
- 交通機器
- 電動機
- 電波機器
- 官公庁システム

事業概況

原子力発電システム、火力・水力発電システム、送変電・配電システム、太陽光発電システム等、社会インフラシステム事業全体が伸長しました。これらの結果、部門全体の売上高は前期比1,983億円増加し2兆38億円になりました。

損益面では、原子力発電システムが米国の原子力発電所の事業開発会社に対する投融資の減損処理等を行ったものの大幅に改善し、送変電・配電システムも改善した一方、火力・水力発電システム、太陽光発電システムが減益になりました。これらの結果、部門全体の営業損益は前期比130億円増加し195億円になりました。

1　原子力発電所向け燃料供給、サービス事業の展開について

米国子会社のウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社は、原子力発電所への燃料供給、サービス事業を積極的に展開しており、ウクライナ、スウェーデン、フィンランド、フランス、米国の各原子力発電所向けの取替燃料を受注しました。同社は燃料の豊富なラインアップ、高い品質を活かし、世界中の原子力発電所に取替燃料の供給を提案していきます。

ウェスチングハウス社の燃料集合体

2　火力発電事業の海外における受注拡大について

蒸気タービン（イメージ）

米国テネシー州のコンバインドサイクル発電所向けに、約47万キロワットの蒸気タービンと発電機を受注しました。今回の受注により、北米での蒸気タービンと発電機の受注が

累計100セットに達するとともに、2011年以来の米国におけるトップシェアの座を取り戻しました（容量ベース、米国調査会社調べ）。引き続き、新規受注に注力するとともに、メンテナンスを中心としたサービス事業も更に強化し、北米における火力事業の拡大を目指します。

3 再生可能エネルギー事業の拡大について

当社は世界各国に52台、約340万キロワットの地熱発電設備を納入し、24%と世界トップのシェア（容量ベース）を占めています。新たにインドネシアの地熱発電所向けに6万キロワット地熱蒸気タービン・発電機3セットを受注し、7万キロワット地熱蒸気タービン・発電機4セットを納入したケニアの地熱発電所2基が営業運転を開始しました。また、エチオピア電力公社、コロンビア共和国の電力会社と地熱発電所の開発に関する覚書をそれぞれ締結しました。今後も世界各地で受注活動を展開し、地熱だけでなく、風力、水力、太陽光等多様な再生可能エネルギーを活用した電力の安定供給に取組んでいきます。

営業運転を開始したケニアの地熱発電所

4 鉄道向け駆動システムの営業体制強化について

永久磁石同期モーターを用い、低消費電力化、低騒音化、メンテナンス簡易化を実現した鉄道車両向け駆動システムを日本国内の複数の鉄道会社に納入しています。シンガポールの鉄道会社と、この駆動システムのエンジニアリング、販売、据付を行う合弁会社を設立しました。今後、この合弁会社から世界の鉄道会社向けにビジネスを展開していきます。

当社駆動システムが導入されるシンガポールSMRTの鉄道車両

5 水素社会の実現に向けた取組みの強化について

再生可能エネルギーと水素を使った自立型エネルギー供給システム「H_2One™（エイチツーワン）」について川崎市との共同実証を開始しました。

本システムは、太陽光発電の電気と水から生成した水素を用い燃料電池で電気とお湯を供給するもので、災害等により電力会社からの電力供給が遮断されても、300人が1週間過ごせる電気とお湯を供給できます。

今後とも、太陽光・風力・水力発電システム、燃料電池等の技術を活用し、CO_2を排出しないクリーンな水素社会の実現に貢献していきます。

川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）及び東扇島中公園に設置された自立型エネルギー供給システム「H_2One™」

事業報告　コミュニティ・ソリューション部門

売上高構成比

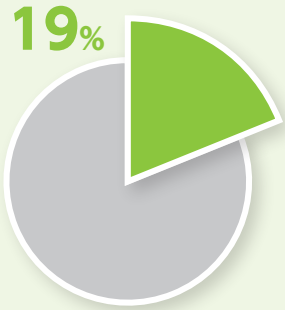

売上高／営業損益

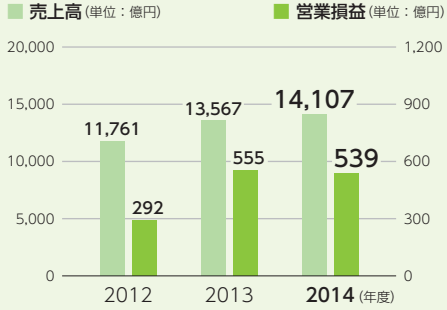

主要な事業内容（2015年3月31日現在）

- 放送システム
- 道路機器システム
- 上下水道システム
- 環境システム
- エレベーター
- エスカレーター
- LED照明
- 照明器具
- 産業用照明部品
- 管球
- 業務用空調機器
- コンプレッサー
- POSシステム
- 複合機

事業概況

水・環境システム、昇降機事業、業務用空調事業、流通・事務用機器事業が増収になりました。これらの結果、部門全体の売上高は前期比540億円増加し1兆4,107億円になりました。

損益面では、水・環境システム、昇降機事業、業務用空調事業が増益になった一方、流通・事務用機器事業が減益になりました。これらの結果、部門全体の営業損益は前期比16億円減少し539億円になりました。

1 業務用空調事業における戦略的提携について

ビル・ソリューションや産業システムを手掛ける米国ユナイテッドテクノロジーズ社と業務用空調事業における戦略的提携に関する覚書を締結し、両社の合弁で業務用空調事業を担当する東芝キヤリア㈱の売上拡大を目指します。今後両社は、省資源化により環境に配慮したスマートシティ等の分野においても協力関係の検討を進めます。

2 平等院鳳凰堂へのLED照明の納入について

東芝ライテック㈱は、平成の大改修が行われた平等院鳳凰堂（京都府宇治市）をライトアップするLED照明を納入しました。これらの照明は従来に比べ消費電力を半分以下に抑制しています。また、設置にあたっては、どこから見ても美しく見えるよう色や輝度に配慮しました。

なお、本プロジェクトは、一般社団法人照明学会の第33回日本照明賞を受賞しました。

ライトアップされた平等院鳳凰堂

3 電子レシートサービス「スマートレシート®」について

東芝テック㈱は、岩手、山形、宮城、福島の生活協同組合において、スマートフォンでレシートを電子的に受け取れるサービスを開始しました。買物客にとっては、レシートの情報を電子データで管理できるほか、導入店舗からお得な情報を受け取れるなどの利便性もあり、導入店舗側も紙レシートの発行コストや環境負荷を減らすことができます。

スマートレシート®（スマートフォンの画面イメージ）

事業報告　ヘルスケア部門

売上高構成比

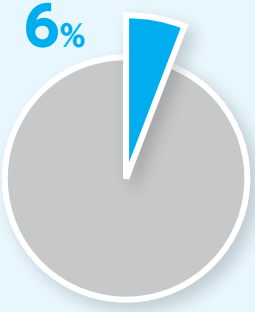

売上高／営業損益

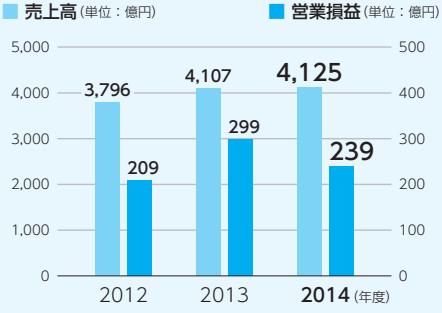

主要な事業内容（2015年3月31日現在）

- X線診断装置
- CT装置
- MRI装置
- 超音波診断装置
- 検体検査装置

事業概況

国内は診療報酬制度改定等の影響で減収となった一方、北米、新興経済地域で、主力のCT装置を中心として医用画像機器販売が堅調となりました。これらの結果、部門全体の売上高は前期比18億円増加し4,125億円になりました。

損益面では、将来の成長の加速を図るべく、主力のCT装置を中心として継続的に次世代機器開発研究に注力した結果、部門全体の営業損益は前期比60億円減少し239億円になりました。

1　ヘルスケア開発センター開所について

2014年12月にヘルスケア開発センターを開所しました。本センターではゲノム解析、生体センサー活用サービス等を応用した新規の製品やサービスの創出を加速させるとともに、今後成長が期待されるMRIや超音波診断装置等の画像診断システムについて外部の研究機関とも連携し、次世代製品の開発を推進します。現在、ヘルスケア分野においてグローバルに研究開発費の増額、研究員の増員を計画しており、今後も「診断・治療」、「予防」、「予後・介護」、「健康増進」分野を中心に事業の強化を図っていきます。

川崎市に開所したヘルスケア開発センター

2　DNA検査システム事業への取組みについて

新規分野への具体的な取組みとして、DNAの検出、判定等を全自動で行う装置「Genelyzer™（ジェネライザー）Ⅱ」と本装置にセットして使用する食品検査用キットを発売しました。これらの組合せにより、検査、判定に要していた期間を数日から約2時間へと大幅に短縮可能としました。今後は、食品・外食業界等への普及を通じて食の安全・安心に貢献するとともに、多種多様なキットを発売し、医療をはじめとして様々な分野に応用していく予定です。

DNA検査装置Genelyzer™（ジェネライザー）Ⅱ

事業報告　電子デバイス部門

売上高構成比

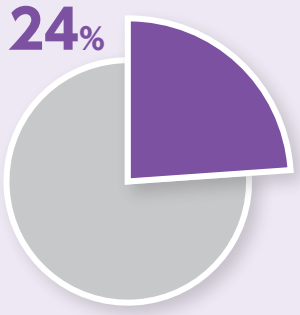

売上高／営業損益

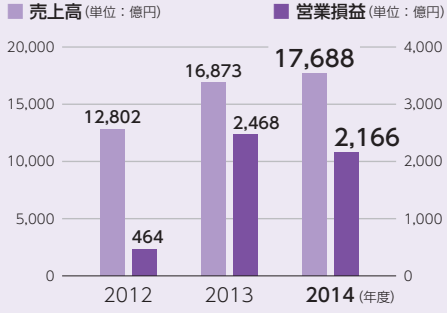

主要な事業内容（2015年3月31日現在）

- 小信号デバイス
- パワー半導体
- 光半導体
- ロジックLSI
- ミックスドシグナルIC
- イメージセンサ
- NAND型フラッシュメモリ
- ストレージデバイス
- 半導体製造装置

事業概況

半導体事業は、ディスクリート、システムLSIが減収になりましたがメモリが販売数量の増加等により増収になり、また、ストレージ事業も増収になりました。これらの結果、部門全体の売上高は前期比815億円増加し1兆7,688億円になりました。

損益面では、システムLSIが改善し増益となり、ストレージ事業も増益になった一方、メモリが引き続き高い利益水準を確保したものの減益になり、ディスクリートが減損処理を行った影響により大幅に悪化しました。これらの結果、部門全体の営業損益は前期比302億円減少し2,166億円になりました。

1　3次元フラッシュメモリ「BiCS FLASH™」の製品化について

世界初の48層積層プロセスを用いた128ギガビット3次元フラッシュメモリ「BiCS FLASH™」のサンプル出荷を開始しました。現行製品と比べて書込み速度の高速化や書換え寿命等の信頼性向上を実現しており、SSD（フラッシュメモリを使用した記憶装置）を中心に市場ニーズに合わせて展開する予定です。今後もスマートフォン、タブレット、メモリカードやデータセンタ向けSSD等で求められるメモリの大容量化、小型化等の多様な市場ニーズに応えていきます。

世界初の48層積層プロセスを用いた3次元フラッシュメモリ「BiCS FLASH™」

2 車載向け画像認識用半導体について

Visconti™4を搭載した先進運転支援システムのイメージ

カメラの映像から自動車周辺の車線や車両等を認識する車載向け画像認識用プロセッサ「Visconti™（ビスコンティ）4」のサンプル出荷を開始しました。本製品は、従来製品と比べ、夜間でも歩行者等を識別できるとともに、道路上の予期せぬ障害物も検知できるようになりました。近年、先進運転支援システムを装備した自動車の需要が高まっており、将来的には自動運転のニーズも高まると予想されているため、高い成長が期待できる車載向け半導体事業を積極的に展開していきます。

3 四日市工場の新製造棟について

NAND型フラッシュメモリを製造する四日市工場の第5製造棟の第2期分が竣工し、回路線幅15ナノメートルの製品の量産を開始しました。また、3次元フラッシュメモリ「BiCS FLASH™」専用の量産設備を設置するため、2016年前半の竣工予定で第2製造棟の建替えを進めています。今後も最先端の微細化技術や「BiCS FLASH™」の開発を進め、競争力を更に強化し、市場におけるリーダーシップを堅持していきます。

3次元フラッシュメモリを量産する予定の四日市工場新第2製造棟（完成予想図）

事業報告　ライフスタイル部門

売上高構成比

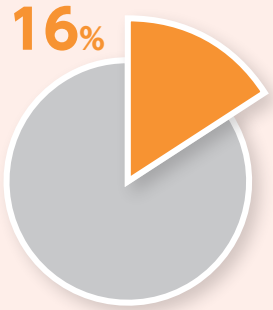

売上高／営業損益

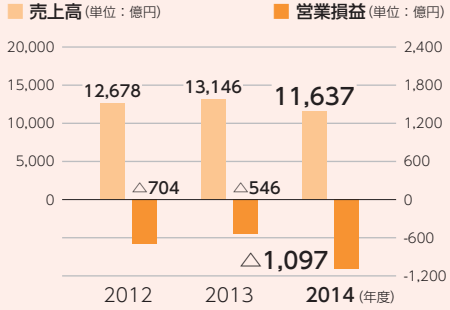

主要な事業内容（2015年3月31日現在）

- パソコン
- タブレット
- テレビ
- BDレコーダー他録画再生機器
- 冷蔵庫
- 洗濯機
- 家庭用エアコン
- クリーナー
- 調理器具
- 家電製品修理サービス

事業概況

テレビ等の映像事業、パソコン事業が、販売地域の絞り込み等により減収となり、家庭電器事業も減収になりました。これらの結果、部門全体の売上高は前期比1,509億円減少し1兆1,637億円になりました。

損益面では、テレビ等の映像事業、パソコン事業が悪化しました。また、家庭電器事業が減損処理を行った影響により大幅に悪化しました。これらの結果、部門全体の営業損益は前期比551億円悪化し1,097億円の損失になりました。

1　事業構造改革を加速

2014年４月に、ともに厳しい事業環境下におかれている映像事業と白物家電事業を一体運営する東芝ライフスタイル㈱を発足させました。

また、その上で映像事業については収益の改善に向け、もう一段の事業構造改革を断行しました。具体的には、北米向けテレビ事業を台湾のコンパル社へのブランド供与ビジネスに移行したほか、その他地域の海外テレビ事業についても同様の移行を目指しています。

また、パソコンについては、消費者向け事業を大幅に縮小し、様々な経営課題を解決するソリューションシステムを提供するなどの法人向け事業への構造転換を加速させました。

2　ロボットクリーナー「トルネオロボ（TORNEO ROBO）」が好調

働く女性の増加に伴い市場が拡大しているロボットクリーナーでは、東芝ライフスタイル㈱が「トルネオロボ（TORNEO ROBO）」を発売しました。高度なセンサーや工夫を凝らしたブラシを搭載し集塵能力を高めるとともに、自動集塵機構を備えた充電台の採用によりゴミ捨て頻度を月1回に減らせるため、好評を博しています。

ロボットクリーナー「トルネオロボ(TORNEO ROBO)」

売上高構成比

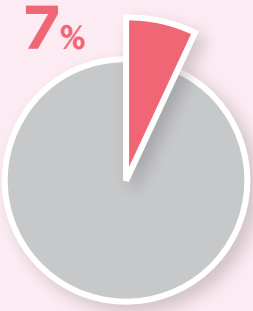

売上高／営業損益

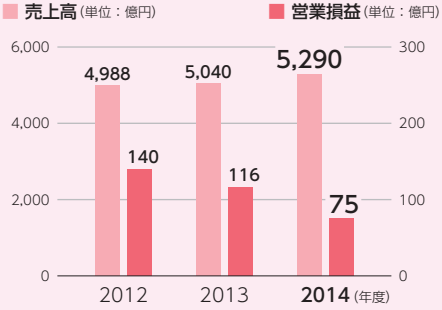

主要な事業内容（2015年3月31日現在）

- ITソリューション
- 物流サービス

事業概況

部門全体の売上高は5,290億円になり、営業損益は75億円になりました。

1 IoT関連事業強化に向けた組織再編

あらゆる「モノ」がインターネットにつながるIoT（Internet of Things）を活用した事業推進を加速するため、ICT（情報通信技術）関連部門を社内カンパニーのクラウド＆ソリューション社に統合し、インダストリアルICTソリューション社に名称を変更しました。

今回の組織再編を通じて、グループのICT関連人材を集結させて開発力を強化し、機器等の「モノ」をネットワークでつなぎ、総合的に監視、分析、制御する新たなIoTビジネスを創出します。

2 植物工場における野菜の生産・出荷開始について

植物工場「東芝クリーンルームファーム横須賀」

当社が持つ幅広い技術、ノウハウを活用したクリーンルームの植物工場において、雑菌による傷みが少ない野菜の生産、出荷を開始しました。長期間高い鮮度を保てる水菜、ほうれん草等を量産し、スーパー、コンビニエンスストア、外食産業等を中心に販路を拡大していきます。今後は海外に建設する大規模工場で野菜を量産するとともに、機器やシステムを販売し、事業拡大を目指します。

経営成績の推移（連結）

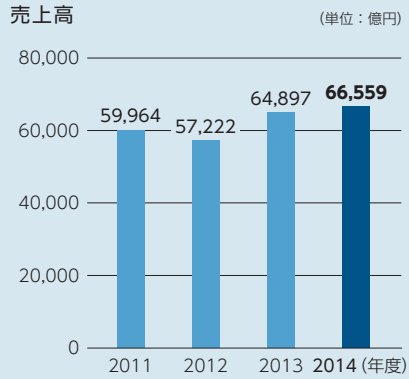

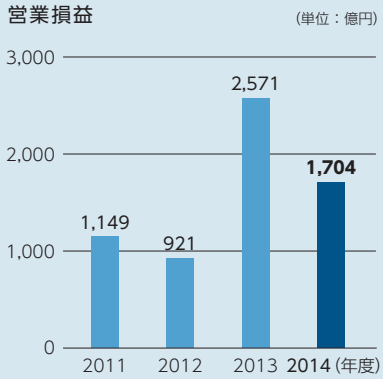

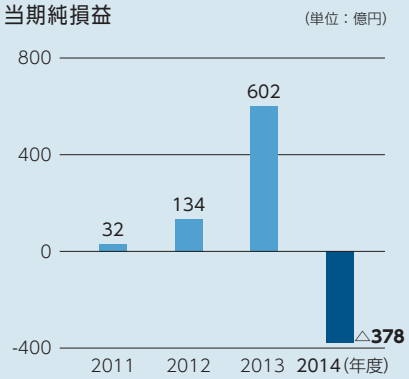

(注) 1.当社は、会社法施行規則第120条第2項の規定により、連結計算書類に基づき当社グループの事業の状況に関する事項を記載しています。

2.連結計算書類は、会社計算規則第120条の2の規定により、米国会計基準に準拠して作成しています。但し、当社グループの営業損益は、売上高から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除して算出したものであり、経営資源の配分の決定及び業績の検討のため、定期的に評価を行う対象となる損益を示しています。事業構造改革費用及び訴訟和解費用等、米国会計基準では営業損益に含まれる項目の一部を営業外損益として表記しています。

3.米国会計基準における「当社株主に帰属する当期純損益」を当期純損益として表示しています。

4.モバイル放送㈱、携帯電話事業及び光学ドライブ事業は、Accounting Standards Codification 205-20「財務諸表の表示－非継続事業」に従い、連結損益計算書上非継続事業として取り扱われるため、売上高、営業損益、継続事業税引前損益にはこれらの事業に係る経営成績は含まれていません。当社グループの当期純損益は、継続事業税引前損益にこれらの事業に係る経営成績を加減して算出されています。これに伴い、一部の数値を組み替えて表示しています。

5.「世界初」、「国内初」、「世界最高」等の記載については、特に断りのない限り、発表又は発売時点において当社グループが調査した情報に基づいています。

(2) 当社グループの今後の経営方針（対処すべき課題）

当社に係る不適切会計問題により、株主、お客様、従業員をはじめとする全てのステークホルダーの方々からの信頼を大きく毀損いたしましたことを深くお詫び申し上げます。

第三者委員会による調査報告書によれば、今回の不適切会計問題が発生した主な直接的原因として、いくつかの案件における、経営トップらの関与を含めた組織的な関与、経営トップらにおける見かけ上の利益のかさ上げの目的、当期利益至上主義と目標必達のプレッシャー等が挙げられています。

また、かかる経営トップらの行為により、財務報告に係る内部統制システムの一部が無効化され、その結果、監査委員会を含む取締役会によるモニタリング機能、内部監査機能、全社スタフ部門による牽制機能等も十分に働かなかったことが、間接的ではありますが、今回の不適切会計問題の最も大きな原因であったと考えています。

上記の原因事実の背景には、リーマンショックに続き東日本大震災、タイの洪水、超円高の進行が発生する中で事業環境が厳しい個別事業の業績が伸び悩むとともに、既存市場が収縮していく中で新たな事業機会を見つけていく必要性があり、マーケットの厳しい視線も意識して一定のプレッシャーがかかったものと推測しています。

以上の原因分析に基づき、当社は、第三者委員会から調査報告書を受領後、直ちに、当社社外取締役４名と外部弁護士、外部公認会計士１名ずつからなる経営刷新委員会を設置するとともに、オブザーバー数名を招聘し、また、新社外取締役候補者の決定後は当該候補者も委員として参加し、今後の経営体制及びコーポレート・ガバナンス改革を含む再発防止策等について集中的に検討いたしました。

今後、当社は、再発防止策を具体化し実行に移していくとともに、経営課題への対応と事業環境の整備が急務であることから、事業の集中と選択を推進し事業構造の抜本的改革を図るとともに、財務体質を改善するため、売却を含む保有資産の効率化等の施策を展開してまいります。

具体的に現在までに当社で検討してきた再発防止策は以下のとおりです。

◎コーポレート・ガバナンス改革

経営刷新委員会における議論に基づき、以下の基本方針を決定いたしました。

Ⅰ．取締役会の構成、取締役会の機能の強化について

当社における取締役会の機能は「執行に対する監視・監督」と「会社の基本戦略の決定」であることを改めて確認し、以下の施策を実施することとしました。

(1) 取締役会の構成

①取締役の人数を11名程度に減員すること

実質的かつ充実した審議を可能にするため取締役の人数を従来の16名（定款上は20名以下）から、11名程度に減らすことにします。

②社外取締役の比率を過半数に引き上げること

「執行に対する監視・監督」機能の実効性を担保するため、社外取締役の比率を過半数とします。

③取締役の専門性に配慮した取締役会構成を確保すること

会計監査、適法性監査が不十分であったことを省み、経営者、会計専門家、法律専門家、その他有識者を社外取締役に選任し、取締役会を多様化します。

④社外取締役を取締役会の議長とすること

社外取締役が取締役会議長となることを可能にすることとし、その旨の定款変更を臨時株主総会に提案します。

(2) 取締役会による監督機能の強化

①社外取締役支援体制の強化

監査委員会室の機能について、社外取締役への支援を拡大し、人員も増強します。また、独立性のある外部専門家（弁護士、公認会計士）を利用するなど、監査委員会室の調査権限を拡充し、社外取締役の報告徴収・調査機能を強化します。

②エグゼクティブセッションの設置

社外取締役のみで構成する会議体であるエグゼクティブセッションを設置し、社外取締役間の情報交換の活性化と、社外取締役の当社の事業等に対する理解の更なる向上を図ります。

Ⅱ．監査委員会の監査機能の強化について

監査委員会による内部統制（監査機能）を強化するため、以下の施策を実施することとしました。

(1) 監査委員会の構成

①監査委員会を原則として独立社外取締役のみで構成すること

監査委員会は、原則として５名程度の独立社外取締役のみで構成することとします。

②専門性の高い社外取締役で監査委員会を構成すること

監査委員会は、財務・法律・経営について高い専門性を有する社外取締役を含めて構成することとし、会計監査及び適法性監査の機能を強化します。

(2) 監査委員会の監査機能の強化

①監査委員会室の強化

監査委員会室の人員増強、独立した外部の専門家の利用機会の拡大等により、監査委員会室自体が報告徴収、調査を監査委員会の指示に基づき実行できる体制を整えます。また、監査委員会室長に担当執行役を配置します。

②内部通報窓口設置による監査委員会の監査機能の強化

執行側に加え監査委員会にも内部通報窓口を設置するとともに、全ての監査委員に、執行側通報窓口に通報された内部通報の全てにアクセスできる権限を付与します。

③監査委員会室の独立性の担保

監査委員会が、監査委員会室長及び監査委員会室スタフの人事承認権及び解任権・解任拒否権も有することとします。

④経営監査部の廃止、内部監査部の創設と監査委員会の直轄組織化

現経営監査部を廃止し、経営監査部の内部監査機能を執行側から切り離し、監査委員会の直轄組織として内部監査部を創設します。

⑤内部監査部の会計監査、適法性監査等の機能の強化

内部監査部の業務は、会計監査、適法性監査、妥当性監査及び内部統制監査に限定・集中し、従来経営監査部にあった経営コンサルティング的業務は、執行側の組織に移すことで、執行と監督の機能を明確に分離します。また、内部監査部の部長に担当執行役を配置します。

⑥社内カンパニーに対する会計監査、適法性監査等の強化

内部監査部の部員が各社内カンパニーに数名常駐し、社内カンパニー及び会計監査人とも連携し、情報を共有化できる体制を構築します。

⑦内部監査部の独立性の担保

監査委員会が、内部監査部の部長の人事承認権及び解任権・解任拒否権も有することとします。

Ⅲ．指名委員会の強化、指名手続の透明性確保について

再発防止のため、経営トップの適格性の基準の明確化と具体的な候補者の適格性を適切に判断できる仕組みを構築します。

(1) 指名委員会の構成

①指名委員会を原則として独立社外取締役のみで構成すること

指名委員会は、原則として５名程度の独立社外取締役のみにより構成します。

(2) 指名手続の公平性確保

①後継者計画（サクセッションプラン）の策定

執行役社長の後継者の選定プロセスにおける客観性と公平性を担保するため、後継者計画を指名委員会が策定することとします。

②執行役選任、代表執行役選定の基準、選任・選定プロセスの明確化

指名委員会は、執行役選任、代表執行役選定の基準を明確に定めることとします。また、指名委員会に候補者全員との定期的な面談を実施する権限を付与するとともに、上級管理職による執行役社長評価制度（信任投票制度）を導入します。

Ⅳ．中長期的な観点からの報酬設計の検討について

経営トップに対して、合理的、実現可能な長期経営計画策定の動機付けをするため、中長期的な業績と連動する報酬割合を増加するなど、中長期的な企業価値に立脚した報酬設計を検討します。

◎その他の再発防止策

Ⅰ．企業風土改革

(1) 予算統制見直し

当期利益至上主義を脱却し、実力に即した実行可能で合理的な予算及び長期経営計画を策定する観点から、中期計画・予算策定プロセス及び業績管理の見直しを実施します。

(2) 意識改革・コンプライアンス強化

取締役会長兼代表執行役社長から全従業員にメッセージを発信し、経営刷新委員会で議論されたコーポレート・ガバナンス改革案の着実な実行と当社グループ再生のために全力を挙げることを確約しました。また、社会的な信頼回復に向け全社一丸で取り組むべく決意を示すとともに、従業員からも忌憚ない意見を募るため従業員アンケートを実施します。さらに、経営トップの意識改革のため、経営トップのみを対象とした意識改革研修を10月初旬に実施します。

(3) 会計コンプライアンス教育の実施

経営トップを対象とした意識改革研修に加え、従業員に対しても、会計コンプライアンスについての実効性を高めるため、役職・業務内容に応じた階層別、職能別教育を実施し、今後も継続的な実施を検討します。

Ⅱ．内部統制強化策

(1) 財務部門の組織改革

財務部門の内部統制機能を強化するため、従来社内カンパニー社長が有していた社内カンパニーの財務統括責任者（CCFO）の人事承認権、人事評価権をいわゆる最高財務責任者（CFO）としての財務部担当執行役に移管し、財務会計機能の独立性を担保します。

(2) 内部通報制度改革

執行側に加え監査委員会にも内部通報窓口を設置するとともに、今後、内部通報制度の存在及び匿名性が厳格に担保されることの一層の周知徹底を図るなど、更に通報しやすい制度の構築を検討しています。

Ⅲ．業務プロセス改革

財務報告に係る内部統制システムに重要な不備があったことに鑑み、特に第三者委員会に調査を委嘱し、不適切会計処理の存在が明確となった、①工事進行基準に係る会計処理、②映像事業における経費計上に係る会計処理、③ディスクリート、システムLSIを主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、及び④パソコン事業における部品取引等に係る会計処理、の４つの会計処理並びにこれらに類似の会計処理について、会計処理基準の見直しとかかる基準の変更に沿った業務プロセス改革のための具体的な施策を現在検討しています。今後検討した具体的な施策に基づき、業務プロセスの運用改善を具体化していきます。

このような事態に至りましたことを改めて深くお詫び申し上げますとともに、信頼を取り戻すべく、経営を刷新し、経営陣以下全社一丸となって東芝グループの再生に向け全力で取り組んでまいる所存でありますので、引き続きご支援、ご鞭撻賜りますよう衷心からお願い申し上げます。

2 当社グループの損益及び財産の状況の推移

(1)当社グループ(連結)

区　分	第173期	第174期	第175期	第176期(当期)
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
売上高(億円)	59,964	57,222	64,897	66,559
当期純損益(億円)	32	134	602	△378
1株当たり当期純損益	0円75銭	3円17銭	14円23銭	△8円93銭
総資産(億円)	56,731	60,216	61,725	63,348

(注)米国会計基準における「当社株主に帰属する当期純損益」を当期純損益として表示しています。

(2)当　社(単独)

区　分	第173期	第174期	第175期	第176期(当期)
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
売上高(億円)	32,048	28,990	32,890	32,324
当期純損益(億円)	△136	△334	541	△600
1株当たり当期純損益	△3円21銭	△7円90銭	12円77銭	△14円17銭
総資産(億円)	38,749	39,514	40,231	37,685

3 当社の剰余金の配当等の決定権限の行使に関する方針

当社は、中長期的な成長のための戦略的投資等を勘案しつつ、連結配当性向30％程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指しています。

当期の剰余金の配当（中間）につきましては、１株につき４円と決定しましたが、剰余金の配当（期末）につきましては、計算書類の確定が配当金支払いの手続期限に間に合わなかったため、誠に遺憾ながら０円とすることを決定しました。

4 重要な当社グループ会社の状況

2015年３月31日現在

部　門	会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容	所在地
電力・社会インフラ	東芝プラントシステム㈱	百万円 11,876	% 61.5	発電システム、社会・産業システムのエンジニアリング、施工、試験、調整、保守、サービス	横浜市
	東芝原子力エナジーホールディングス(米国)社	千米ドル 4,000,000	87.0	原子力事業にかかわる持株会社	米国
	東芝原子力エナジーホールディングス(英国)社	千米ドル 1,400,000	87.0	原子力事業にかかわる持株会社	英国
コミュニティ・ソリューション	東芝テック㈱	百万円 39,971	52.9	流通・事務用機器の開発、設計、製造、販売、保守	東京都品川区
	東芝エレベータ㈱	百万円 21,408	80.0	エレベーター、エスカレーター等昇降機の開発、設計、製造、販売、据付、保守、改修、リニューアル及びビル関連設備の総合管理	川崎市
ヘルスケア	東芝メディカルシステムズ㈱	百万円 20,700	100.0	医療用機器、医療情報システムの開発、設計、製造、販売、保守	大田原市
電子デバイス	東芝アメリカ電子部品社	千米ドル 60,393	100.0	半導体、電子部品の販売	米国
ライフスタイル	東芝ライフスタイル㈱	百万円 13,500	100.0	テレビ、生活家電等の開発、製造、販売	青梅市
その他	東芝ソリューション㈱	百万円 23,500	100.0	IT関連ソリューションのコンサルティング、構築、開発、設計、販売、保守、運用管理、関連工事	川崎市
	東芝アメリカ社	千米ドル 1,002,550	100.0	米国事業統括会社の持株会社	米国
	東芝国際調達台湾社	千台湾ドル 26,000	100.0	パソコン、TV、半導体等の製造委託先管理、調達、輸出	台湾

(注) 1.上記を含む米国会計基準に基づく連結子会社は584社、持分法適用会社は217社です。重要な持分法適用会社には、芝浦メカトロニクス㈱、東芝機械㈱、㈱トプコンがあります。
2.2014年4月、当社は、当社の映像事業を連結子会社である東芝ホームアプライアンス㈱に会社分割により承継させ、同事業と家電事業を一体運営する東芝ライフスタイル㈱を発足しました。
3.東芝原子力エナジーホールディングス(米国)社は、ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社の持分の全部を実質的に所有しています。
4.議決権比率は、間接所有を含んでいます。

5 当社の株式及び新株予約権の状況

2015年3月31日現在

(1) 発行可能株式総数　10,000,000,000株
(2) 発行済株式の総数　4,237,602,026株
(3) 株主総数　391,614名
(4) 大株主

株主名	所有株式数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	202,102千株	4.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	163,776	3.9
東芝持株会	118,166	2.8
第一生命保険㈱	115,159	2.7
日本生命保険相互会社	110,352	2.6
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口４）	60,517	1.4
㈱みずほ銀行	56,343	1.3
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	56,070	1.3
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	52,800	1.2
㈱三井住友銀行	51,003	1.2

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しています。

(5) 所有者別持株比率

区分	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他
					個人以外	個人	
比率	0.0%	33.9	2.8	3.0	30.9	0.0	29.4

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しています。

(6) 新株予約権

該当事項はありません。

6 当社グループの主要な借入先　2015年3月31日現在

借入先	借入金残高
㈱みずほ銀行	1,446億円
㈱三井住友銀行	1,430
三井住友信託銀行㈱	820
㈱三菱東京UFJ銀行	634

7 当社グループの資金調達の状況

2009年6月に発行した劣後特約付無担保社債の繰上償還を行うため、2014年6月に劣後特約付シンジケートローンにより1,800億円を調達しました。

借入金の返済等に充てるため、無担保普通社債の発行により2014年7月に300億円を調達しました。

設備投資等の資金は、主として自己資金、借入金等をもって充当しました。

8 当社グループの設備投資等の状況

(1) 概況

当期は、創造的成長の実現のため、注力事業に対する投資を推進した結果、投融資を加えた投資総額は3,917億円となりました。このうち、設備投資につきましては、投資効率を重視した上で成長の見込まれる分野に対する選別投資を行った結果、発注ベースで、前年度実績の3,402億円から129億円増額の、3,531億円になりました。

なお、上記設備投資額には、持分法適用会社であるフラッシュフォワード合同会社等が実施した投資のうち当社分が含まれています。

(単位：億円)

部門	設備投資金額(注1)	投融資金額(注2)	総額
電力・社会インフラ	579	347	926
コミュニティ・ソリューション	309	12	321
ヘルスケア	93	10	103
電子デバイス	2,218	13	2,231
ライフスタイル	119	0	119
その他	213	4	217
合計	3,531	386	3,917

(注) 1.無形固定資産を含む、発注ベース。
2.支払ベース。

(2) 主要設備投資

	部門	概要
当期完成	ヘルスケア	・医療用画像診断システム製造設備(マレーシア)
	電子デバイス	・NAND型フラッシュメモリ製造建屋、建屋内装・動力設備、製造設備(当社四日市工場)
当期発注	電力・社会インフラ	・送変電・配電事業機器設備（インド）
	電子デバイス	・NAND型フラッシュメモリ製造建屋、建屋内装・動力設備、製造設備(当社四日市工場)

(3) 主要投融資

部門	概要
電力・社会インフラ	・英国法人ニュージェネレーション社の株式取得（連結子会社化） ・イタリア法人マンジェロッティ社の買収

9 当社役員の氏名、担当等

2015年3月31日現在

(1)取締役

		担　当	重要な兼職の状況
取締役会長	室町正志	指名委員会委員、報酬委員会委員	エイチ・ツー・オーリテイリング㈱社外監査役
取締役副会長	佐々木則夫		
取締役	田中久雄	報酬委員会委員	
取締役	下光秀二郎		
取締役	深串方彦		
取締役	小林清志		
取締役	真崎俊雄		
取締役	西田直人		
取締役	前田恵造		
取締役	牛尾文昭		
取締役	久保誠	監査委員会委員長	
取締役	島岡聖也	監査委員会委員	
社外取締役	伊丹敬之	指名委員会委員、報酬委員会委員	東京理科大学イノベーション研究科教授、JFEホールディングス㈱社外監査役、㈱商船三井社外監査役
社外取締役	島内憲	報酬委員会委員長、監査委員会委員	
社外取締役	斎藤聖美 (戸籍上の氏名：武井聖美)	監査委員会委員、報酬委員会委員	ジェイ・ボンド東短証券㈱代表取締役社長、㈱かんぽ生命保険社外取締役、昭和電工㈱社外監査役
社外取締役	谷野作太郎	指名委員会委員長、監査委員会委員	公益財団法人日中友好会館顧問、アルコニックス㈱社外取締役、スズキ㈱社外取締役

(注) 1.取締役会長西田厚聰、取締役北村秀夫、同須藤亮、同村岡富美雄、社外取締役小杉丈夫の5氏は、2014年6月25日開催の第175期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しました。
2.取締役真崎俊雄、同西田直人、同前田恵造、同島岡聖也、社外取締役谷野作太郎の5氏は、第175期定時株主総会において新たに選任され就任しました。
3.監査委員会委員長久保誠氏は、経理業務を長年担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4.社外取締役伊丹敬之、同島内憲、同斎藤聖美、同谷野作太郎の4氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。
5.執行役を兼務している取締役における重要な兼職の状況は、(3)執行役の表に記載しています。
6.2015年6月25日開催の第176期定時株主総会において、上記16名全員が再任されましたが、佐々木則夫、田中久雄、下光秀二郎、深串方彦、小林清志、真崎俊雄、前田恵造、久保誠の8氏は、同年7月21日辞任し、同月22日、社外取締役伊丹敬之氏が監査委員会委員長に就任しました。

(2) 社外取締役

①重要な兼職先と当社との関係

当社は、JFEホールディングス㈱及びその子会社から成るJFEグループ、昭和電工㈱と取引関係があります。また、昭和電工㈱は当社の株式を所有しており、当社は昭和電工㈱の株式を所有しています。

いずれについても、重要な兼職先の業務執行に携わるものではなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

社外取締役のその他の重要な兼職先との間に、開示すべき関係はありません。

②主な活動状況

ア．取締役会及び監査委員会への出席状況等

当期は取締役会が13回、監査委員会が14回開催され、社外取締役は適宜必要な発言を行いました。取締役会の決議案件については、事前に担当のスタフ等から内容の説明を受け、また、毎月開催の執行役の連絡会議に出席し、執行役との意思疎通、情報共有に努めました。

監査委員である社外取締役については専任の監査委員会室スタフからサポートを受け、指名委員、報酬委員である社外取締役については担当のスタフ等から必要に応じてサポートを受けました。

氏　名	担　当	個々の活動状況
伊　丹　敬　之	指名委員会委員、報酬委員会委員	取締役会に13回（100％）出席しました。経営学の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
島　内　　憲	報酬委員会委員長、監査委員会委員	取締役会に13回（100％）、監査委員会に14回（100％）出席しました。外交官としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
斎　藤　聖　美	監査委員会委員、報酬委員会委員	取締役会に13回（100％）、監査委員会に14回（100％）出席しました。経営者としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
谷　野　作太郎	指名委員会委員長、監査委員会委員	取締役に就任した2014年6月以降、取締役会に9回中9回（100％）、監査委員会に10回中10回（100％）出席しました。外交官としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。

イ．当社の法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行に関する対応の概要

当社は、不適切な会計処理を行っていましたが、社外取締役である伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美、谷野作太郎の4氏は、本件事実が発覚するまで、当該事実を認識しておりませんでした。なお4氏は日頃から当社取締役会等において、コンプライアンスの強化徹底の観点から発言を行っており、本件に関しても原因究明に向けた取組等に関して提言を行っております。

③責任限定契約

当社は、伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美、谷野作太郎の4氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、金3,120万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約をそれぞれ締結しています。

(3) 執行役

		担　当	重要な兼職の状況
代表執行役社長(＊)	田　中　久　雄		公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会会長、一般財団法人家電製品協会理事長
代表執行役副社長(＊)	下　光　秀二郎	代表執行役社長補佐、コミュニティ・ソリューション事業グループ分担、営業統括部担当、コーポレートコミュニケーション部担当、デザインセンター担当、支社担当	東芝テック㈱社外取締役
代表執行役副社長(＊)	深　串　方　彦	代表執行役社長補佐、経営企画部担当、生産性向上プロジェクトチームプロジェクトマネージャー	
代表執行役副社長(＊)	小　林　清　志	代表執行役社長補佐、電子デバイス事業グループ分担、品質推進部担当	
代表執行役副社長(＊)	真　崎　俊　雄	代表執行役社長補佐、電力・社会インフラ事業グループ分担	
代表執行役専務(＊)	前　田　恵　造	財務部担当	
執　行　役　専　務	齋　藤　　浩	リスクマネジメント部担当	
執　行　役　専　務	志　賀　重　範	電力システム社社長	東芝原子力エナジーホールディングス（米国）社取締役社長、東芝原子力エナジーホールディングス(英国）社取締役社長
執　行　役　専　務	成　毛　康　雄	セミコンダクター＆ストレージ社社長	
執行役専務(＊)	西　田　直　人	技術・イノベーション部担当、情報システム部担当、新規事業開発部担当、研究開発センター担当、ソフトウェア技術センター担当	
執行役上席常務	大　角　正　明	米州総代表	東芝アメリカ社取締役会長
執行役上席常務	豊　原　正　恭	中国総代表	東芝中国社董事長
執行役上席常務	錦　織　弘　信	クラウド＆ソリューション社社長	東芝ソリューション㈱取締役社長
執行役上席常務	前　川　　治	電力システム社副社長、次世代エネルギー事業開発プロジェクトチームプロジェクトマネージャー	東芝プラントシステム㈱社外監査役
執行役上席常務	徳　光　重　則	ライフスタイル事業グループ分担	東芝エルアラビビジュアルプロダクツ社取締役会長
執行役上席常務	竹　中　直　紀	営業統括部長	
執行役上席常務(＊)	牛　尾　文　昭	法務部担当、人事・総務部担当	一般財団法人海外邦人医療基金会長

		担　当	重要な兼職の状況
執行役上席常務	秋葉　慎一郎	コミュニティ・ソリューション社社長	
執行役上席常務	横田　岳志	社会インフラシステム社社長	
執行役上席常務	油谷　好浩	電力システム社火力・水力事業部長	
執行役上席常務	綱川　智	ヘルスケア事業グループ分担、ヘルスケア社社長	
執行役常務	各務　正一	ヘルスケア社副社長	
執行役常務	井頭　弘	経営監査部長	
執行役常務	岡村　潔	電力システム社社長附	ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社取締役会長
執行役常務	安達　竹美	社会インフラシステム社副社長	
執行役常務	下辻　成佳	クラウド＆ソリューション社副社長	
執行役常務	田﨑　茂	関西支社長	
執行役常務	風尾　幸彦	電力・社会システム技術開発センター長	
執行役常務	栗原　洋	社会インフラシステム社社長附	ランディス･ギア社取締役会長
執行役常務	森　誠一	セミコンダクター＆ストレージ社メモリ事業部長	
執行役常務	橋本　紀晃	欧州総代表	東芝ヨーロッパ社取締役社長
執行役常務	村戸　英仁	パーソナル＆クライアントソリューション社社長	東芝PC＆ネットワーク上海社董事長
執行役常務	早坂　伸夫	セミコンダクター＆ストレージ社統括技師長	
執行役常務	斉藤　史郎	研究開発センター所長	特定非営利活動法人バイオチップコンソーシアム会長
執行役常務	大谷　文夫	アジア総代表	東芝アジア・パシフィック社取締役社長
執行役常務	原園　浩一	社会インフラシステム社電力流通システム事業部長	
執行役常務	長谷川　功宏	生産企画部担当、調達部担当、生産技術センター担当	

(注) 1.＊は取締役を兼務しています。

2.代表執行役副社長北村秀夫、同久保誠、同須藤亮、執行役専務五十嵐安治、執行役常務吉岡正純、同桐山輝夫の6氏は、2014年6月25日開催の第175期定時株主総会後に最初に招集された取締役会の終結の時をもって任期満了により執行役を退任しました。
3.執行役上席常務綱川智、執行役常務早坂伸夫、同斉藤史郎、同大谷文夫、同原園浩一、同長谷川功宏の6氏は、第175期定時株主総会後に最初に招集された取締役会において新たに執行役に選任され就任しました。
4.2015年4月に次のとおり変更しました。

		担　当	重要な兼職の状況
執行役専務(＊)	西田直人	研究開発統括部担当	
執行役上席常務	錦織弘信	インダストリアルICTソリューション社社長	東芝ソリューション㈱取締役社長
執行役常務	岡村　潔	電力システム社社長附	東芝アメリカ原子力エナジー社取締役社長
執行役常務	下辻成佳	インダストリアルICTソリューション社副社長	
執行役常務	斉藤史郎	研究開発統括部長	
執行役常務	長谷川功宏	生産技術統括部担当、調達部担当	

5.2015年6月25日開催の第176期定時株主総会後に最初に招集された取締役会において、上記37名全員が再任されましたが、7月21日、田中久雄、下光秀二郎、深串方彦、小林清志、真崎俊雄の5氏は代表執行役及び執行役を辞任し、前田恵造氏は代表執行役を辞任しました。
6.2015年7月29日、大角正明氏は執行役を辞任しました。
7.2015年8月31日、前田恵造氏は執行役を辞任しました。

10 当社役員の報酬内容の決定方針、報酬の支払額

(1) 報酬内容の決定方針

当社は、報酬委員会において以下のとおり当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めています。

取締役の主な職務は当社グループ全体の業務執行の監督であることから、取締役に対する報酬は優秀な人材を確保すること、その監督機能を有効に機能させることを主眼に決定することを基本方針としています。

執行役の職務は担当する部門の経営責任者として企業価値を高めることであることから、執行役に対する報酬は優秀な人材を確保すること、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に固定報酬・業績連動報酬のバランスを勘案し決定することを基本方針としています。

①取締役に対する報酬

・執行役を兼務しない取締役の報酬については、常勤、非常勤の別、取締役の職務の内容に応じた額を固定報酬として支給します。

・執行役を兼務する取締役に対しては、②に定める執行役に対する報酬のほかに、取締役固定報酬を支給します。

②執行役に対する報酬

・執行役に対する報酬は、代表執行役社長、代表執行役副社長等の役位に応じた基本報酬と、執行役としての職務の内容に応じた職務報酬としています。

・職務報酬の40%ないし45%分については、全社又は担当部門の期末業績に応じて0倍(不支給)から2倍までの範囲で変動させます。

③水準について

優秀な経営人材を確保し、グローバル企業に相応しい報酬水準を決定します。具体的決定に当たっては上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び従業員の処遇水準をも勘案しています。

(2) 取締役及び執行役の報酬等の額

区　分	人数	報酬等の額
取　　締　　役 (うち社外取締役)	21人 (5)	401百万円 (62)
執　　行　　役	45	1,294

(注) 1.報酬等の額には、2014年6月25日開催の第175期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役及び同日開催の取締役会の終結の時をもって退任した執行役の2014年4月から退任時までの報酬等の額を含みます。

2.執行役の報酬等の額には、2013年度に在籍していた執行役に対して、2013年度を対象期間として2014年度に支給した業績連動報酬と、2013年度の事業報告において開示した引当額との差額を含みます。

11 当社の会計監査人の状況

(1)当社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注)重要な当社グループ会社のうち、東芝原子力エナジーホールディングス(米国)社、東芝原子力エナジーホールディングス(英国)社、東芝アメリカ電子部品社、東芝アメリカ社、東芝国際調達台湾社は、新日本有限責任監査法人以外の監査法人の監査を受けています。

(2)当社グループが当社の会計監査人に支払うべき財産上の利益等

区　分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	計
当　社	506百万円	9百万円	515百万円
当社連結子会社	519	197	716
計	1,025	206	1,231

(注)当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬と金融商品取引法上の監査に対する報酬とを区別していないため、監査証明業務に基づく報酬にはその合計額を記載しています。

(3)非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準に係る助言等についての対価を支払っています。

(4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

①監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員の全員の同意によって、会計監査人を解任します。

②監査委員会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に係る株主総会提出議案の内容を決定します。

ア.会計監査人が法令違反による行政処分を受けた場合

イ.会計監査人が日本公認会計士協会の定めるところによる処分等を受けた場合

ウ.会計監査人から監査契約を継続しない旨の通知を受けた場合

エ.会計監査の適正化及び効率化等を図る場合

12 当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)等

当社ウェブサイトの「臨時株主総会招集ご通知添付書類への記載を省略した事項」に掲載しています。

http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm

13 当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策

当社ウェブサイトの「臨時株主総会招集ご通知添付書類への記載を省略した事項」に掲載しています。

http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm

なお、本プランは2015年6月25日開催の第176期定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了となりました。

14 当社グループの従業員の状況 2015年3月31日現在

部門	従業員数(人)
電力・社会インフラ	54,382
コミュニティ・ソリューション	48,770
ヘルスケア	9,601
電子デバイス	34,171
ライフスタイル	24,216
その他	24,107
全社(共通)	3,494
計	198,741

(注)当社の従業員数は、35,278人です。

15 当社グループの主要な事業所 2015年3月31日現在

(1)当　社

部門	主要な事業所	
全社	営業所	本社事務所(東京都港区、東京都江東区、川崎市)、北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、関東支社(東京都)、北陸支社(富山市)、中部支社(名古屋市)、関西支社(大阪市)、中国支社(広島市)、四国支社(高松市)、九州支社(福岡市)
	研究所等	研究開発センター(川崎市)、ソフトウェア技術センター(同)、生産技術センター(横浜市)、横浜事業所(同)
電力・社会インフラ	研究所	電力・社会システム技術開発センター(横浜市)、磯子エンジニアリングセンター(同)
	工場	柏崎工場(柏崎市)、府中事業所(東京都府中市)、府中電力システム工場(同)、府中社会インフラシステム工場(同)、小向事業所(川崎市)、浜川崎工場(同)、京浜事業所(横浜市)、三重工場(三重県朝日町)
コミュニティ・ソリューション	工場	府中コミュニティ・ソリューション工場(東京都府中市)
電子デバイス	研究所	半導体研究開発センター(川崎市)
	工場	深谷事業所(深谷市)、四日市工場(四日市市)、姫路半導体工場(兵庫県太子町)、大分工場(大分市)
ライフスタイル	工場	青梅事業所(青梅市)

(注)2015年4月に、ソフトウェア技術センターをIoTテクノロジーセンターに改編しました。

(2)当社グループ会社

重要な当社グループ会社及びその所在地は、「4 重要な当社グループ会社の状況」に記載のとおりです。

以　上

連結貸借対照表（2015年３月31日現在）

（単位:百万円）

資産の部	
流動資産	3,338,406
現金及び現金同等物	199,366
受取手形及び売掛金	1,428,620
受取手形	38,397
売掛金	1,426,531
貸倒引当金	△36,308
棚卸資産	1,004,739
短期繰延税金資産	198,066
前払費用及びその他の流動資産	507,615
長期債権及び投資	649,823
長期受取債権	9,937
関連会社に対する投資及び貸付金	362,787
投資有価証券及びその他の投資	277,099
有形固定資産	886,323
土地	94,246
建物及び構築物	948,137
機械装置及びその他の有形固定資産	2,077,734
建設仮勘定	81,712
減価償却累計額	△2,315,506
その他の資産	1,460,226
長期繰延税金資産	190,802
その他	1,269,424
資産合計	6,334,778

負債の部	
流動負債	2,910,868
短期借入金	89,104
1年以内に期限の到来する社債及び長期借入金	207,275
支払手形及び買掛金	1,226,330
未払金及び未払費用	519,527
未払法人税等及びその他の未払税金	67,274
前受金	398,127
その他の流動負債	403,231
固定負債	1,858,553
社債及び長期借入金	1,045,005
未払退職及び年金費用	582,671
その他の固定負債	230,877
負債の部合計	4,769,421
資本の部	
株主資本	1,083,996
資本金	439,901
発行可能株式総数 10,000,000,000株	
発行済株式数 4,237,602,026株	
資本剰余金	402,008
利益剰余金	383,231
その他の包括損失累計額	△139,323
自己株式（取得価額）	△1,821
3,394,424株	
非支配持分	481,361
資本の部合計	1,565,357
契約債務及び偶発債務	
負債及び資本合計	6,334,778

連結損益計算書 (自 2014年4月1日　至 2015年3月31日)

(単位:百万円)

売上高及びその他の収益	**6,805,592**
売上高	6,655,894
受取利息及び配当金	10,886
持分法による投資利益	20,763
その他の収益	118,049
売上原価及び費用	**6,668,948**
売上原価	5,079,028
販売費及び一般管理費	1,406,427
支払利息	24,984
その他の費用	158,509
税金等調整前当期純利益	**136,644**
法人税等	**155,659**
当年度分	69,538
繰延税金	86,121
非支配持分控除前当期純損失	**△19,015**
非支配持分に帰属する当期純損益(控除)	**18,810**
当社株主に帰属する当期純損失	**△37,825**

連結資本勘定計算書 (自 2014年4月1日　至 2015年3月31日)

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括損失累計額	自己株式	株主資本合計	非支配持分	資本合計
2014年３月31日現在残高	439,901	401,830	454,931	△267,786	△1,687	1,027,189	418,805	1,445,994
非支配持分との資本取引及びその他		178				178	18,697	18,875
当社株主への配当金			△33,875			△33,875		△33,875
非支配持分への配当金							△8,067	△8,067
当期包括利益（△損失）								
当期純損失			△37,825			△37,825	18,810	△19,015
その他の包括利益(△損失)、税効果控除後								
未実現有価証券評価損益				19,643		19,643	3,021	22,664
外貨換算調整額				96,089		96,089	33,000	129,089
年金負債調整額				8,330		8,330	△3,289	5,041
未実現デリバティブ評価損益				4,401		4,401	384	4,785
当期包括利益（△損失）						90,638	51,926	142,564
自己株式の取得及び処分(純額)					△134	△134		△134
2015年３月31日現在残高	439,901	402,008	383,231	△139,323	△1,821	1,083,996	481,361	1,565,357

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書 (自 2014年4月1日　至 2015年3月31日)

(単位:百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	330,442
投資活動によるキャッシュ・フロー	△190,130
(フリー・キャッシュ・フロー)	140,312
財務活動によるキャッシュ・フロー	△125,795
為替変動の現金及び現金同等物への影響額	13,509
現金及び現金同等物純増減額	28,026
現金及び現金同等物期首残高	171,340
現金及び現金同等物期末残高	199,366

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（重要な会計方針）

1）連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の２第１項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2）棚卸資産

原材料並びに在庫販売目的の製品及び仕掛品は、取得原価あるいは時価のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は主として平均法により算定されています。注文販売目的の製品及び仕掛品については取得原価あるいは予想実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は累積製造原価により算定されています。

3）投資有価証券及びその他の投資

「Accounting Standards Codification」（以下「ASC」という。）320「投資－負債証券及び持分証券」に準拠し、市場性のある有価証券すべてを売却可能有価証券に分類し、公正価値で報告するとともに税効果考慮後の未実現保有損益をその他の包括利益（損失）累計額に含めています。市場価格のないその他の投資は取得原価で計上しています。有価証券の売却に伴う実現損益は、売却時点の個別保有銘柄の平均原価に基づいています。

4）有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用しています。

5）長期性資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を除く長期性資産について、資産の帳簿価額を回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、割引前予想キャッシュ・フローに基づいて減損の有無を評価しています。当該資産の帳簿価額を回収できないと判定された場合は、公正価値に基づき評価損を計上しています。公正価値は、リスクに見合う割引率を用いて算出した予想キャッシュ・フローに基づいて測定されます。売却予定の長期性資産の場合、減損には売却費用も含まれます。売却以外の処分予定の長期性資産は、処分するまで保有かつ使用される資産として分類します。

6）のれん及びその他の無形資産

ASC 350「無形資産－のれん及びその他」に準拠し、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、償却をしないかわりに少なくとも１年に一度は減損のテストを行っています。耐用年数が明らかな無形資産については、それぞれの見積耐用年数にわたって償却しています。

7）貸倒引当金

受取債権に対する貸倒引当金は貸倒の実績、滞留状況の分析及び個別に把握された回収懸念債権を総合的に勘案し計上されています。法的な償還請求を含め、すべての債権回収のための権利が行使されてもなお回収不能な場合に、当該受取債権の全部または一部は回収不能とみなされ、貸倒引当金が充当されます。

8）未払退職及び年金費用

当社及び一部の子会社は、従業員を対象とした種々の退職金及び退職年金制度を有しています。退職金制度の改訂によって生じた過去勤務費用は、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務または年金資産のいずれか大きい金額の10％を超える未認識の保険数理上の損益についても、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

9）１株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）

基本的１株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）は、期中の加重平均発行済普通株式数に基づき計算されます。

2. 連結貸借対照表に関する注記

1）保証債務及び保証類似行為　77,880百万円

2）その他の包括損失累計額には、未実現有価証券評価損益、外貨換算調整額、年金負債調整額、未実現デリバティブ評価損益が含まれています。

3）重要な係争事件

2007年１月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定したため、2007年４月にEU一般裁判所に決定の取消しを求めて訴訟を提起しました。2011年７月、同裁判所は、当社に対する課徴金を全て取消しましたが、欧州競争法違反行為があったとする欧州委員会の決定を支持したため、同年９月、当社は、EU司法裁判所に上訴しました。2012年６月、欧州委員会は、上述の判決により取消された課徴金を算定し直し、当社に対し56.8百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロの課徴金を再賦課することを決定したため、同年９月、当社は、この決定に関する手続及びその内容が不当であるとして、EU一般裁判所へ提訴し争っています。なお、当社による欧州競争法違反行為の有無については、2013年12月にEU司法裁判所により、欧州委員会の決定を支持する最終判断が下されたため、当社は、上記課徴金に対して合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。

2011年２月、防衛省は、当社と防衛省の間で締結された「F-15用偵察システム」に関する開発製造請負契約につき一方的に解除の通知を行いました。2011年７月、当社は、この防衛省による解除を不当として、既に完成している部分についての代金等約9,319百万円の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。2012年10月､防衛省は当該契約の解除に基づく違約金請求の反訴を提起しました。2014年３月、当社は、約3,017百万円の請求の拡張を行いました。当社は契約に基づき適正に業務を遂行しており当該契約解除及び違約金請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張していきます。

2012年12月、欧州委員会は、テレビ用カラーブラウン管市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社に対し約28百万ユーロ、これに加えてパナソニック株式会社及びMT映像ディスプレイ株式会社と連帯して約87百万ユーロの課徴金を賦課することを決定しました。しかし、当社の調査では、当社はかかる欧州競争法に違反する行為を行っていないため、2013年２月、EU一般裁判所へ提訴しました。また、米国においては、ブラウン管関連製品の購入者等から米国競争法違反に基づく損害の賠償を求める訴訟が提起されています。当社グループは、ブラウン管事業において競争法違反行為は一切行っていないと考えているため、当社の主張が認められるよう、あらゆる法的手段を用いて対応を進めていきます。

2013年11月、日本郵便株式会社は、郵便番号自動読取区分機類入札に関して、当社及び日本電気株式会社に対して、独占禁止法違反を理由とする損害賠償を求める訴訟を提起し、当社に対し約3,756百万円及びその遅延損害金の支払いを求めています。これは、2010年12月に公正取引委員会による排除措置命令が確定したことを受けたものですが、当社としては、日本郵便株式会社の主張する損害と当社の行為との間に因果関係がなく、日本郵便株式会社の請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張していきます。
2014年11月、当社グループに対し、欧州において電力メーターの不具合を理由にして、客先との契約違反を認定する仲裁裁定があり、2015年７月に損害賠償請求を求める新しい仲裁が申し立てられました。今後、仲裁において当社グループの考えを主張していきます。なお、当該影響額について合理的に見積ることはできません。
当社は、2015年２月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不適切な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行います。今後、当社の不適切な財務報告について、株主等から当社に対して訴訟が提起される可能性があります。なお、当該影響額について合理的に見積ることはできません。
当社グループは全世界において事業活動を展開しており、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループ及び当社グループの法律顧問が現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社グループは確信しています。

4）表明及び保証条項と確約条項、定期報告

当社グループが複数の金融機関との間で締結している借入契約において、不適切会計により、表明及び保証条項と確約条項に抵触していますが、当該金融機関とは当面の間、融資を継続していただくよう合意をしています。また、当社が社債を発行するにあたり提出した発行登録追補目論見書において、社債管理者へ定期報告を求められていますが、報告の延長に関する合意をしています。

3. 金融商品に関する注記

1）金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金を主体として資金運用しています。また社債発行及び銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しています。投資有価証券は主として株式であり、市場性のある有価証券については、市場価格により公正価値を評価しています。
社債及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金です。
当社グループは通常のリスク管理の一環として、主に先物為替予約、金利スワップ契約、通貨スワップ契約及び通貨オプションといった様々な金融派生商品をリスクを軽減するために利用しています。当社グループは、金融派生商品のリスク管理、承認、報告及び監視に係る方針及び規程を有しています。当社グループの方針はトレーディング目的の金融派生商品の保有または発行を禁止しています。

2）金融商品の時価等に関する事項

2015年３月31日における連結貸借対照表計上額、公正価値及びその差額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	公正価値	差額
金融商品に関する資産			
投資有価証券及びその他の投資	244,626百万円	244,626百万円	－
金融商品に関する負債			
社債及び長期借入金	1,220,772百万円	1,228,573百万円	7,801百万円
金融派生商品	8,857百万円	8,857百万円	－

上記の表は、公正価値が貸借対照表計上額とほぼ同額である金融商品及びリース関連の金融商品を除いています。

当社グループは、これらの金融商品の公正価値を見積るに当たって、期末時点での市場情勢とリスクの見積りに基づいた種々の方法及び仮定を用いています。現金及び現金同等物、受取手形及び売掛金、短期借入金、支払手形及び買掛金並びに未払金及び未払費用を含む一定のものは、その大部分が満期までの期間が短いため、貸借対照表計上額と公正価値はほぼ同額であるとみなしています。投資有価証券及びその他の投資の一部は、公表されている市場価格を用いています。社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている市場価格により、あるいは公表されている市場価格が存在しない場合には将来のキャッシュ・フローの見積現在価値により見積っています。その他の金融商品の公正価値の決定には、将来キャッシュ・フローの見積割引現在価値及び再取得価額等の手法が用いられています。これらの公正価値は、必ずしも期末日現在での市場における実現可能額を示していません。原価法により評価される市場性のない有価証券については、公正価値を見積ることが実務上困難であるため、「投資有価証券及びその他の投資」には含めていません。

4. １株当たり情報に関する注記

１株当たり当期純損失

基本的１株当たり当社株主に帰属する当期純損失　△8円93銭

なお、希薄化後１株当たり当社株主に帰属する当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 重要な後発事象

1）確定拠出年金制度の導入

当社は、従業員の定年後のライフプラン支援および退職給付の多様なニーズへの対応を目的として、当社を含む国内グループ会社89社約９万５千人を対象に、2015年10月１日から確定拠出年金制度を導入することを予定しており、2015年７月までに各社で労使合意に至りました。今後、今回導入する89社のほかにも一部の国内グループ会社で順次導入する予定です。本制度では、従来の退職一時金のうち将来積立分の50％を確定拠出年金とし、従業員個人で積立金を運用します。なお、本制度は、厚生労働省の承認をもって導入されます。本制度の導入が当社の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

2）フィンランド・コネ社の株式売却

当社の連結子会社である東芝エレベータ㈱は、2015年７月22日に同社が保有するフィンランド・コネ社（KONE Corporation）の全株式を売却しました。これに伴い、2015年度第２四半期連結会計期間において、112,831百万円（税引前）の売却益を計上する予定です。

3）株式会社トプコンの株式売却

当社は、2015年８月31日開催の取締役会において、当社及び当社の連結子会社である東芝保険サービス株式会社（以下「東芝保険サービス」という。）が所有する当社の持分法適用会社である株式会社トプコン（以下「トプコン」という。）の全株式を売却することを決定しました。本売却に伴い、トプコンは当社の持分法適用の範囲から除外されることになります。本株式売却の概要は以下のとおりです。

1．株式売却の概要

（1）売却対象株式

当社及び当社の連結子会社である東芝保険サービスが所有するトプコン株式

当社所有（注）	32,566,800株	（発行済株式総数の30.13％）
東芝保険サービス所有	277,300株	（発行済株式総数の0.26％）
合計	32,844,100株	（発行済株式総数の30.39％）

（注）引受人によるオーバーアロットメントによる売出しに伴うグリーンシューオプション付与分（3,150,000株）及び海外販売に関して引受人に付与する追加買取権の対象分（1,050,000株）を含む。

（2）売却方法

売出しの方法によるものとし、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人が買取引受けします。なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（海外販売）されることがあります。

2．株式売却の目的

現在、当社はキャッシュ・フローを基軸とした経営を推進しており、当社グループの資産効率及び財務体質の改善を目的として、本株式の売却を決定しました。

3．今後の見通し

2015年９月８日から2015年９月10日までの間のいずれかの日において、引受人への売却価格（引受価額）が決定される予定です。

（トプコンの概要）

会社名　　：株式会社トプコン
本社所在地：東京都板橋区蓮沼町75番１号
事業内容　：測量・GPSシステム製品、眼科向け医用機器を中心とした精密光学機器の製造・販売

貸借対照表 (2015年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部	
流動資産	**1,713,252**
現金及び預金	52,764
受取手形	9,318
売掛金	796,657
商品及び製品	203,036
原材料及び貯蔵品	47,192
仕掛品	174,382
前渡金	27,970
前払費用	16,610
繰延税金資産	101,853
その他	398,601
貸倒引当金	△115,134
固定資産	**2,055,199**
有形固定資産	407,048
建物	170,562
構築物	13,608
機械及び装置	88,780
車両運搬具	209
工具、器具及び備品	40,521
土地	54,174
リース資産	3,783
建設仮勘定	35,407
無形固定資産	37,689
ソフトウエア	31,126
その他	6,562
投資その他の資産	1,610,461
投資有価証券	98,669
関係会社株式	1,114,811
出資金	624
関係会社出資金	133,787
長期貸付金	109,490
長期前払費用	7,229
繰延税金資産	92,954
その他	52,953
貸倒引当金	△58
資産合計	**3,768,452**

負債の部	
流動負債	**1,873,128**
支払手形	744
買掛金	732,092
短期借入金	189,131
1年内償還予定の社債	70,000
リース債務	1,253
未払金	42,017
未払費用	270,059
未払法人税等	67
前受金	99,130
預り金	295,784
製品保証引当金	5,280
工事損失引当金	45,127
関係会社事業損失引当金	63,327
その他	59,110
固定負債	**1,178,042**
社債	300,000
長期借入金	700,508
リース債務	3,904
退職給付引当金	156,918
パソコンリサイクル引当金	3,206
資産除去債務	1,445
その他	12,059
負債合計	**3,051,170**
純資産の部	
株主資本	**687,045**
資本金	439,901
資本剰余金	380,837
その他資本剰余金	380,837
利益剰余金	△131,871
利益準備金	13,974
その他利益剰余金	△145,846
圧縮記帳積立金	3,805
繰越利益剰余金	△149,651
自己株式	△1,821
評価・換算差額等	**30,235**
その他有価証券評価差額金	27,933
繰延ヘッジ損益	2,302
純資産合計	**717,281**
負債純資産合計	**3,768,452**

損益計算書 (自 2014年4月1日　至 2015年3月31日)

(単位:百万円)

売上高	3,232,394
売上原価	2,626,962
売上総利益	**605,431**
販売費及び一般管理費	471,158
営業利益	**134,272**
営業外収益	**127,585**
受取利息	2,748
受取配当金	80,383
その他	44,453
営業外費用	**80,849**
支払利息	14,724
その他	66,125
経常利益	**181,008**
特別利益	**52,990**
有価証券売却益	20,122
受取和解金	32,867
特別損失	**227,508**
関係会社株式評価損	131,388
投資有価証券評価損	5,978
関係会社事業損失引当金繰入額	46,940
貸倒引当金繰入額	26,157
減損損失	8,617
課徴金	8,427
税引前当期純利益	**6,491**
法人税、住民税及び事業税	△3,260
法人税等調整額	69,760
当期純損失	**60,008**

株主資本等変動計算書 (自 2014年4月1日　至 2015年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	439,901	380,838	10,587	3,684	△53,232	△38,960	△1,687	780,091
会計方針の変更による累積的影響額					973	973		973
会計方針の変更を反映した当期首残高	439,901	380,838	10,587	3,684	△52,259	△37,987	△1,687	781,064
当期変動額								
剰余金の配当			3,387		△37,262	△33,875		△33,875
圧縮記帳積立金の積立				120	△120	0		0
当期純損失					60,008	60,008		60,008
自己株式の取得							△139	△139
自己株式の処分		−					5	4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	0	−	3,387	120	△97,392	△93,884	△133	△94,018
当期末残高	439,901	380,837	13,974	3,805	△149,651	△131,871	△1,821	687,045

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	18,510	455	18,966	799,057
会計方針の変更による累積的影響額				973
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,510	455	18,966	800,030
当期変動額				
剰余金の配当				△33,875
圧縮記帳積立金の積立				0
当期純損失				60,008
自己株式の取得				△139
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,422	1,846	11,269	11,269
当期変動額合計	9,422	1,846	11,269	△82,749
当期末残高	27,933	2,302	30,235	717,281

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……個別法による原価法又は移動平均法による原価法

仕掛品……個別法による原価法又は総平均法による原価法

原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が３～50年、機械及び装置が３～18年です。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、市場販売目的のソフトウエアは、見込販売数量に基づく方法又は残存有効期間（３年以内）に基づく定額法を採用しており、自社利用のソフトウエアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用に充てるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。

工事損失引当金

当期末において見込まれる未引渡工事の損失に備えるため、当該見込額を引当計上しています。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額等に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額等を引当計上しています。

退職給付引当金

退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しています。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当期より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当期の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。この結果、当期の期首の退職給付引当金が1,511百万円減少し、利益剰余金が973百万円増加しています。また、当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。

パソコンリサイクル引当金

パソコンのリサイクルに対する費用に充てるため、リサイクル費用見込額を販売実績を基礎に計上しています。

（会計上の見積りの変更）

パソコンのリサイクルに対する費用に充てるため、リサイクル費用見込額を販売実績を基礎に計上していますが、リサイクル費用見込額の算定に用いる第三者機関の報告による国内市場の回収率が更新されたため、当期において引当金額の見積りを変更しました。この変更により、従来の方法と比べて、営業利益が238百万円、経常利益及び税引前当期純利益が883百万円増加しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しています。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ等

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務、外貨建予定取引、借入金等

ヘッジ方針

為替リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、当社の実需の範囲内でヘッジを行っています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(8) 消費税等の会計処理
税抜方式によっています。
(9) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。
(10) 記載金額の表示
記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産

長期貸付金	27百万円
関係会社株式	712百万円

上記の資産は関係会社の借入金8,795百万円に係る担保です。

(2) 有形固定資産減価償却累計額　1,257,493百万円

(3) 保証債務及び保証類似行為
発行した社債及び金融機関からの借入等に対して、次のとおり保証を行っています。

(単位：百万円)

被保証者	保証債務及び保証類似行為残高
ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社	581,562
ウェズダインインターナショナル社	48,969
フラッシュアライアンス㈲	42,168
その他	152,420
合計	825,121

(4) 重要な係争事件
2007年１月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定したため、2007年４月にEU一般裁判所に決定の取消しを求めて訴訟を提起しました。2011年７月、同裁判所は、当社に対する課徴金を全て取消しましたが、欧州競争法違反行為があったとする欧州委員会の決定を支持したため、同年９月、当社は、EU司法裁判所に上訴しました。2012年６月、欧州委員会は、上述の判決により取消された課徴金を算定し直し、当社に対し56.8百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロの課徴金を再賦課することを決定したため、同年９月、当社は、この決定に関する手続及びその内容が不当であるとして、EU一般裁判所へ提訴し争っています。なお、当社による欧州競争法違反行為の有無については、2013年12月にEU司法裁判所により、欧州委員会の決定を支持する最終判断が下されたため、当社は、上記課徴金に対して合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。

2011年２月、防衛省は、当社と防衛省の間で締結された「F-15用偵察システム」に関する開発製造請負契約につき一方的に解除の通知を行いました。2011年７月、当社は、この防衛省による解除を不当として、既に完成している部分についての代金等約9,319百万円の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。2012年10月､防衛省は当該契約の解除に基づく違約金請求の反訴を提起しました。2014年３月、当社は、約3,017百万円の請求の拡張を行いました。当社は契約に基づき適正に業務を遂行しており当該契約解除及び違約金請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張していきます。

2012年12月、欧州委員会は、テレビ用カラーブラウン管市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社に対し約28百万ユーロ、これに加えてパナソニック株式会社及びMT映像ディスプレイ株式会社と連帯して約87百万ユーロの課徴金を賦課することを決定しました。しかし、当社の調査では、当社はかかる欧州競争法に違反する行為を行っていないため、2013年２月、EU一般裁判所へ提訴しました。また、米国においては、ブラウン管関連製品の購入者等から米国競争法違反に基づく損害の賠償を求める訴訟が提起されています。当社グループは、ブラウン管事業において競争法違反行為は一切行っていないと考えているため、当社の主張が認められるよう、あらゆる法的手段を用いて対応を進めていきます。

2013年11月、日本郵便株式会社は、郵便番号自動読取区分機類入札に関して、当社及び日本電気株式会社に対して、独占禁止法違反を理由とする損害賠償を求める訴訟を提起し、当社に対し約3,756百万円及びその遅延損害金の支払いを求めています。これは、2010年12月に公正取引委員会による排除措置命令が確定したことを受けたものですが、当社としては、日本郵便株式会社の主張する損害と当社の行為との間に因果関係がなく、日本郵便株式会社の請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張していきます。

2014年11月、当社グループに対し、欧州において電力メーターの不具合を理由にして、客先との契約違反を認定する仲裁裁定があり、2015年７月に損害賠償請求を求める新しい仲裁が申し立てられました。今後、仲裁において当社グループの考えを主張していきます。なお、当該影響額について合理的に見積ることはできません。

当社は、2015年２月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不適切な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行います。今後、当社の不適切な財務報告について、株主等から当社に対して訴訟が提起される可能性があります。なお、当該影響額について合理的に見積ることはできません。

(5) 表明及び保証条項と確約条項、定期報告

当社が複数の金融機関との間で締結している借入契約において、不適切会計により、表明及び保証条項と確約条項に抵触していますが、当該金融機関とは当面の間、融資を継続していただくよう合意をしています。また、当社が社債を発行するにあたり提出した発行登録追補目論見書において、社債管理者へ定期報告を求められていますが、報告の延長に関する合意をしています。

(6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	727,860百万円
長期金銭債権	132,068百万円
短期金銭債務	841,491百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高　2,137,158百万円
(2) 関係会社からの仕入高　2,232,677百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高　104,130百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の種類及び総数
普通株式　4,237,602,026株
(2) 当期末における自己株式の種類及び株式数
普通株式　3,394,424株
(3) 剰余金の配当に関する事項

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2014年5月8日 取締役会	16,937百万円	4円00銭	2014年3月31日	2014年6月2日
2014年10月30日 取締役会	16,937百万円	4円00銭	2014年9月30日	2014年12月1日
2015年5月8日 取締役会	0百万円	0円	2015年3月31日	－

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認、繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、租税特別措置法に基づく積立金の積立等です。

（追加情報）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率及び事業税率の変更等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.3％となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10,681百万円減少し、法人税等調整額は12,164百万円増加しています。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

（単位：百万円）

種類	会社名	議決権等の所有割合（注1）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東芝アメリカ電子部品社	所有　100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売（注3）	393,710	売掛金	41,622
子会社	東芝ライフスタイル㈱	所有　100.0%	資金の貸付等	資金の貸付（注4）	－	その他の流動資産	47,800
				利息の受取（注4）	98	その他の流動資産	2
子会社	ランディス・ギアホールディング社	所有　60.0%	資金の貸付等	資金の貸付（注4）	－	長期貸付金	42,660
				利息の受取（注4）	1,238	その他の流動資産	206
子会社	東芝国際調達台湾社	所有　100.0%	仕入等	仕入（注5）	1,052,664	買掛金	185,456
子会社	東芝トレーディング㈱	所有　100.0%	仕入等	部品取引等（注6）	375,969	その他の流動資産	59,567
子会社	東芝情報機器フィリピン社	所有　100.0%	仕入等	仕入（注5）	236,138	買掛金	41,764
子会社	東芝プラントシステム㈱	所有　61.5%	仕入等	仕入（注5）	90,511	買掛金	56,021
			資金の預り等	資金の預り（注7）	－	預り金	61,480
				利息の支払（注7）	134	未払費用	17
子会社	東芝ヨーロッパ社	所有　100.0%	資金の借入等	資金の預り（注7）	－	預り金	68,385
				利息の支払（注7）	－	未払費用	－
子会社	ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社	所有　100.0%（注2）	債務保証等	債務保証等	581,562	－	－
子会社	ウェズダインインターナショナル社	所有　100.0%（注2）	債務保証等	債務保証等	48,969	－	－
子会社	東芝ジェイエスダブリュー・パワーシステム社	所有　75.0%	債務保証等	債務保証等	39,815	－	－
子会社	モバイル放送㈱	－	－	債権放棄（注8）	63,258	－	－
関連会社	フラッシュアライアンス㈲	所有　50.1%	債務保証等	債務保証等	42,168	－	－

（注）1. 上記の議決権等の所有割合には、子会社による間接所有の議決権を含んでいます。

2. 当社及び当社の子会社が議決権の87%を有する東芝原子力エナジーホールディングス（米国）社がウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社及びウェズダインインターナショナル社の議決権の全部を有しています。
3. 当社製品の販売については、市場価格を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
4. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
5. 仕入については、市場価格を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
6. 当社は、パソコン等の製造の多くを海外の外注先（ODM）に委託しており、パソコン等の製造に必要な一部の部品については、当社（グループ含む）で一括購入してODMに供給しています。この供給価格は、パソコンメーカー等では一般的に行われているように当社（グループ含む）の購入価格よりも高い価格に設定しています。
7. 当社グループ会社間の資金集中取引（プーリング取引を含む）により資金の貸付及び預りを行っています。
   貸付及び預りに伴う利息は市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
8. モバイル放送㈱に対する債権放棄は同社の清算結了に伴い行ったものであり、前事業年度までに計上済みの貸倒引当金を充当しています。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	169円40銭
(2) １株当たり当期純損失	14円17銭

8. 企業結合等に関する注記

（共通支配下の取引等）

当社は、2014年４月１日付で、当社の映像事業を会社分割により連結子会社である東芝ライフスタイル株式会社に承継しました。

① 会社分割の概要

ア. 分割後企業の名称
東芝ライフスタイル株式会社
2014年４月１日付で、東芝ホームアプライアンス株式会社から商号を変更しました。

イ. 分割した事業の内容
映像事業、関連事業等（ただし、DVD及びBD規格必須特許に係るライセンス事業、コピープロテクションに係る事業並びにパーソナル＆クライアントソリューション社が行っている研究・開発業務は除く。）

ウ. 会社分割を行った主な理由
映像事業と家電事業を統合することでコンシューマ事業として共通の資源共有を図り、国内における販売・アフターサービス体制の一層の効率化、新興国市場を中心とした海外での販売強化、スマート家電等の新分野への開発投資の促進などを図るため会社分割を行いました。

エ. 会社分割日
2014年４月１日

オ. 法的形式を含む取引の概要
当社を吸収分割会社とし、東芝ライフスタイル株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日公表分）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

③ 子会社株式の追加取得に関する事項

ア．吸収分割承継会社が承継した資産・負債及び当社が取得した子会社株式の取得原価

流動資産	99,936百万円
固定資産	15,519百万円
資産合計	115,455百万円
流動負債	55,452百万円
固定負債	0百万円
負債合計	55,452百万円
子会社株式の取得原価	61,121百万円

イ．交付された株式数

東芝ライフスタイル株式会社は、当社に普通株式171,030株を割り当てています。なお、交付する普通株式数は、両社が協議の上決定しています。

9. 重要な後発事象に関する注記

(1) 確定拠出年金制度の導入

当社は、従業員の定年後のライフプラン支援および退職給付の多様なニーズへの対応を目的として、当社を含む国内グループ会社89社約９万５千人を対象に、2015年10月１日から確定拠出年金制度を導入することを予定しており、2015年７月までに各社で労使合意に至りました。今後、今回導入する89社のほかにも一部の国内グループ会社で順次導入する予定です。本制度では、従来の退職一時金のうち将来積立分の50％を確定拠出年金とし、従業員個人で積立金を運用します。なお、本制度は、厚生労働省の承認をもって導入されます。本制度の導入が当社の翌期の計算書類に与える重要な影響はありません。

(2) 株式会社トプコンの株式売却

当社は、2015年８月31日開催の取締役会において、当社が所有する当社の関連会社である株式会社トプコン（以下「トプコン」という。）の全株式を売却することを決定しました。本株式売却の概要は以下のとおりです。

① 株式売却の概要

ア．売却対象株式

当社が所有するトプコン株式　　32,566,800株（発行済株式総数の30.13％）

（注）引受人によるオーバーアロットメントによる売出しに伴うグリーンシューオプション付与分（3,150,000株）及び海外販売に関して引受人に付与する追加買取権の対象分（1,050,000株）を含む。

イ．売却方法

売出しの方法によるものとし、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人が買取引受けします。なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（海外販売）されることがあります。

② 株式売却の目的

現在、当社はキャッシュ・フローを基軸とした経営を推進しており、当社グループの資産効率及び財務体質の改善を目的として、本株式の売却を決定しました。

③ 今後の見通し

2015年９月８日から2015年９月10日までの間のいずれかの日において、引受人への売却価格（引受価額）が決定される予定です。

（トプコンの概要）

会社名　　：株式会社トプコン

本社所在地：東京都板橋区蓮沼町75番１号

事業内容　：測量・GPSシステム製品、眼科向け医用機器を中心とした精密光学機器の製造・販売

会計監査人監査報告書（連結計算書類）

謄本

独立監査人の監査報告書

2015年9月3日

株 式 会 社　東　芝
　代表執行役社長　室 町　正 志　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中 村 雅 一 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	濵 尾 宏 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	腰 原 茂 弘 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	吉 田 靖 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	谷 渕 将 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東芝の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社東芝及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「5. 重要な後発事象」に記載されているとおり、会社の連結子会社である東芝エレベータ株式会社は、2015年7月22日に同社が保有するフィンランド・コネ社の全株式の売却を行っている。
2. 「5. 重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は2015年8月31日開催の取締役会において、会社の持分法適用会社である株式会社トプコンの株式を売却することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会監査報告書（連結計算書類）

謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第176期事業年度（以下、「当期」という。）における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当期に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年9月3日

株式会社東芝　監査委員会

監査委員　伊丹敬之㊞

監査委員　島岡聖也㊞

監査委員　島内　憲㊞

監査委員　斎藤聖美㊞

監査委員　谷野作太郎㊞

（注）　監査委員伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美及び谷野作太郎は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

会計監査人監査報告書

謄本

独立監査人の監査報告書

2015年9月3日

株 式 会 社　東　芝
　代表執行役社長　室 町　正 志　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中 村 雅 一 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	濵 尾 宏 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	腰 原 茂 弘 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	吉 田 靖 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	谷 渕 将 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東芝の2014年4月1日から2015年3月31日までの第176期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の9．重要な後発事象に関する注記(2)に記載されているとおり、会社は2015年8月31日開催の取締役会において、会社の関連会社である株式会社トプコンの株式を売却することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会監査報告書

謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第176期事業年度（以下、「当期」という。）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、内部統制システム（会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、事業報告に記載されている「当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当期に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　2015年5月15日に調査を委嘱した上田廣一弁護士を委員長とする第三者委員会による調査の結果、一部の事業の会計処理及び財務報告に関して、意図的な利益の嵩上げを含む不適切な処理がなされ、元取締役及び元執行役がこれに関与していたとの指摘を第三者委員会から受けております。これに関し、取締役及び執行役の職務執行につき、かかる関与の疑いがあるものと認めます。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当でしたが、当期の財務報告に関する内部統制の運用については適正であるとは認められません。
なお、当社は、2015年7月21日に社外取締役並びに法律及び会計の専門家により構成される経営刷新委員会の設置を決議し、今後の経営体制及びガバナンス体制について検討し、その結果を公表しておりますが、監査委員会としてもこれに基づく改善を引き続き監視、検証してまいります。

四　事業報告に記載されている「当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策」のうち「基本方針の内容」は相当であると認めます。事業報告に記載されている「基本方針の実現に資する特別な取組み」及び「基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）」（会社法施行規則第118条第3号ロの各取組み）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年9月3日

株式会社東芝　監査委員会

監査委員　伊丹敬之㊞
監査委員　島岡聖也㊞
監査委員　島内憲㊞
監査委員　斎藤聖美㊞
監査委員　谷野作太郎㊞

（注）　監査委員伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美及び谷野作太郎は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

メモ

メモ

メモ

メモ

メモ

（ご参考）

■会社概要（2015年3月31日現在）

商号	株式会社東芝
本社	〒105－8001　東京都港区芝浦一丁目1番1号 03－3457－4511（代表） 受付時間　9:00～17:15（土曜日・日曜日・祝日・年末年始ほか、当社休業日を除く） http://www.toshiba.co.jp/
創業	1875年（明治8年）7月
設立	1904年（明治37年）6月

■株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月中
基準日	定時株主総会　毎年3月31日 剰余金の配当　毎年3月31日、9月30日
公告方法	電子公告（http://www.toshiba.co.jp/about/ir/） ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人及び	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
上記連絡先	〒168－0063　東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 0120－78－6502（当社専用フリーダイヤル）

■お知らせ

1. 特別口座に記録された株式は、単元未満株式の買取り・買増しを除き株式売買はできませんので、証券会社等に開設された口座への振替をお勧めいたします。特別口座に関する各種お手続きにつきましては、三井住友信託銀行株式会社が担当となりますので、0120－78－6502にお問い合わせください。
2. 配当金のお受け取りは、支払開始日に配当金を確実に受け取れる口座振込が便利です。
3. 住所変更、配当金振込指定その他各種お手続きにつきましては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。